

【参考 1】

委 託 契 約 書 (案)

秋田県知事（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、空き家相談会及びセミナー開催業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委 託 業 務 名：空き家相談会及びセミナー開催業務委託

委託業務内容：「空き家相談会及びセミナー開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託期間）

第 2 条 委託期間は、契約締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託料は、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

（契約保証金）※免除する場合

第 4 条 甲は乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第 178 条第 3 号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第 5 条 乙はこの契約書に基づき、別紙仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（権利業務の譲渡等）

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 7 条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

（調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務と実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(業務内容の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は甲乙協議して定める。

(履行延滞の場合における延滞金)

第10条 乙の責めに帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(著作権等の取扱い)

第11条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(実績報告等)

第12条 乙は、委託業務完了後速やかに委託業務完了届、委託実績報告書を甲に提出するものとする。

(検査)

第13条 甲は、前条の委託業務完了届等を受理したときは、遅滞なく報告内容について検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、甲が本委託業務の実施に伴い必要があると認めたときは、乙は、概算払の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(解除等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了することができないと認めたとき

(2) 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき

(3) 第3項に規定する事由によらないで、契約解除の申出をしたとき

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、業務の既済部分の引渡しを乙に請求できるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託金額を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第17条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の整備)

第19条 乙は、この委託業務に係る経理を明らかにした帳票類及び事業の実施状況に関する関係書類を整備し、事業の完了する日が属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(契約に要する費用の負担)

第20条 この契約の締結に要する費用の負担は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(信義則)

第22条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、秋田県財務規則の定めるところによるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

乙

印

(※共同企業体の場合は、その名称を記載の上、構成員全員が記名押印する。)